

死 亡 届 を さ れ た 方 へ



届出日 令和 年 月 日

越前町

様
(. . . 生) 歳

この度のご不幸に際し、心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届出後のお手続きを一覧にしましたので、ご確認のうえ該当するお手続きを行ってください。

なお、亡くなられた方の住所が越前町以外の場合は、住所地の市区町村にお問い合わせください。

※お手続きの際には、**届出人のご印鑑（みとめ印）と親族の方の通帳をお持ちください。**

※お手続きは、宮崎・越前・織田住民サービス室でも可能です。

※戸籍（除籍）の記載には、届出後1週間ほどかかります。戸籍をご請求される際には、ご留意ください。

項 目	手 続 内 容	担当課	要否	チェック
火 葬 炉 使 用 料	鯖江葬祭場をご利用の方は、火葬炉使用料（大人25,000円、12歳未満の子12,500円）を役場でお納めください。	住民環境課 34-8708		
世 帯 主 変 更	世帯主が亡くなられた場合は、次の世帯主をお決めください。			
印 鑑 登 録	印鑑登録証（たんなんカード）をお持ちの方は、お返しく下さい。			
町広報誌への掲載	亡くなられた方のお名前を広報誌に掲載されるかを確認いたします。			
国 民 健 康 保 険 (兼高齢受給者証)	該当される方は、国民健康保険被保険者証をお返しく下さい。	健康保険課 34-8710		
後期高齢者医療保険	75歳以上の方は、後期高齢者医療被保険者証をお返しく下さい。			
葬 祭 費	国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は、葬祭費（50,000円）を申請してください。			
国 民 年 金 厚 生 年 金	年金を受給していた場合は、年金証書、死亡者の配偶者（いなければ子）の通帳をお持ちください。 ※配偶者（いなければ子）のマイナンバーがわかるものをお持ちいただくと、手続きの一部が省略できます。 ※厚生年金は、年金事務所での手続きが必要な場合があります。			
町 税	町税の納税義務者が亡くなられた場合は、相続が確定するまでの間の関係相続人の代表者を指定する届出をしてください。	税務課 34-8709		

項 目	手 続 内 容	担当課	要否	チェック
障がい者手帳 など	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、お返してください。	障がい生活課 34-8723		
重度心身障がい者(児)等医療費助成	重度心身障がい者(児)等の医療費受給資格証をお持ちの方は、お返してください。 あわせて、医療費の振込先の変更が必要です。			
自立支援医療	自立支援医療受給者証(精神通院医療・更正医療・育成医療)をお持ちの方は、お返してください。			
各種福祉手当	該当される方は、資格喪失の届出をしてください。			
介護保険	65歳以上の方は、介護保険被保険者証をお返してください。	介護福祉課 34-8715		
弱者緊急通報装置	撤去作業日を決める必要がありますので、該当される方は、お申し出ください。			
防災行政無線戸別受信機	撤去作業日を決める必要がありますので、該当される方は、お申し出ください。	防災安全課 34-8721		
空き家	空き家を売りたい、貸したい場合は、空き家情報バンクへの登録をお勧めします。解体する場合は、老朽度に応じて解体費用の一部を補助します。	定住促進課 34-8727		
町営住宅	該当される方は、入居者異動届もしくは退居届等の届出をしてください。			
上下水道	水道使用者名義の方が亡くなった場合は、名義変更の届出をしてください。	上下水道課 34-8707		

その他、下記のお手続きなどもございますので、該当されると思われる場合は、お問い合わせください。

項 目	手 続 内 容	担当課	チェック
犬の所有者の変更	犬の飼い主の方が死亡した場合は、「犬の登録事項変更届」をご提出ください。	住民環境課 34-8708	
公共交通割引カード	70歳以上の方などで公共交通割引カードをお持ちの方は、お返してください。	企画振興課 34-8702	
農地	農地の所有者や耕作者名義の方が亡くなった場合は、必要に応じて手続きをご案内します。	農林水産課 34-8704	
農業者年金	該当される方は、JAの窓口で手続きが必要です。		
口座振替	町税や上下水道料金などの口座振替の口座を変更する場合は、「口座振替依頼書」をご提出ください。	各担当課で お申し出ください	